

# 愛荘町立愛知川小学校「いじめ防止のための基本方針」

平成26年3月20日策定

令和7年4月1日改訂

令和8年4月1日改定

本方針は、人権尊重の理念に基づき、愛知川小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

## 1 いじめの定義と基本的な考え方

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「いじめ防止のための基本方針」を定める。

いじめの基本認識は、下記のとおりである。

### いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭教育、学校教育等の在り方に大きくかかわる問題である。

## 2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。そして、以下の4点をいじめ防止の基本姿勢とする。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、学校ぐるみで有効な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④学校内だけでなく、関係機関や専門家と協力して、事後指導等対応にあたる。

## 3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、児童支援加配、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、愛荘町教育委員会等による「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて会議を開催する。

### (2) 教務部連絡会

定期的に、管理職、教務主任、生徒指導主任、児童支援加配、養護教諭間で、問題傾向を有する児童についての現状や指導についての情報交換、及び具体的な対策について話し合いを行う。

## 4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

### (1) 学校全体での取組

		児童にかかわること	保護者にかかわること
①いじめ未然防止に関すること		<ul style="list-style-type: none"> <li>○世の中にはいろいろな考えをもつ人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合)</li> <li>○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。</li> <li>○正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳・特活・総合)</li> <li>○進んで奉仕体験活動に取り組みさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自他の物を大切に扱うよう啓発を行う。</li> <li>○スマートフォンやインターネットを使うルールづくりを行うように呼び掛ける。</li> <li>○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに伝えるように呼び掛ける。</li> </ul>
②いじめの早期発見に関すること		<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。</li> <li>○個人面談やアンケートを定期的実施したり、休み時間等を利用したりして、児童から情報を収集する。</li> <li>○いじめ相談電話等の相談窓口を周知する。</li> <li>○上履き・机・学用品・掲示物等へのいたづらにすぐに対応し原因を明らかにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもとの会話を促進するような取組を推進する。</li> <li>○服装や持ち物等に乱れや変化がないか見守りを依頼する。</li> <li>○いじめの未然防止、早期発見に向け、子どもが抱える悩みについての情報を共有できるように協力を依頼する。</li> </ul>
③いじめの早期対応に関する	1 暴力を伴った側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。</li> <li>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い被害が継続しない体制を整える。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ事案が発覚した際には、子どもを守り抜く姿勢を見せ、事実や心情を聞くように呼び掛ける。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力を依頼する。</li> </ul>
	いじめの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> <li>○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、子どもの言い分を聞くように依頼する。</li> <li>○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。</li> </ul>
	2 暴力を伴わない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。</li> <li>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い被害が継続しない体制を整える。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように呼び掛ける。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力を依頼する。</li> </ul>
3 行いがれた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。</li> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応をする。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力を依頼する。</li> </ul>	

る こ と	い じ め た 側	○いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラーと連携をとる。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、子どもの言い分を十分に聞くように依頼する。
	周りに いた者	○傍観することはいじめに荷担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。	○いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てるように啓発する。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、いじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように啓発する。

## (2) 家庭・地域との連携

①各家庭での取組	○自分の子どもに関心をもち、子どものさびしさやストレスに気付く。 ○ダメな時は「叱ることのできる親に！」頑張った時は「ほめることのできる親に！」を合言葉に子どもと関わる。 ○スマートフォンやパソコンを使うルールを本人と話し合って決める。
②地域での取組	○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたちに地域から守られているという安心感をもたせる。 ○子どもたちと顔見知りになるために、出会った時は挨拶や声かけを行う。 ○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声を掛ける。

## (3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに法第22条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において適切に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、心理・福祉等の専門家の助言、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、概ね次の2つの要件が満たされる<sup>ところ</sup>まで対処していく必要がある。

1. いじめが止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする)継続していること。
2. いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

## 5 関係機関との連携

- (1) 町組織や関係機関との指導面での緊密な連携を図り、校内研修(チェックリスト・ネットトラブル防止等)の充実を図るとともに、緊急の場合教育相談員の配置を要請する。
- (2) いじめの問題に関する対策会議の場を確保し連携を図る。
- (3) 教育・福祉に関する知識を有する町職員と、いじめ防止対策委員とで問題解決にあたる。

## 6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組について自己評価を行い、その結果を教育委員会等に報告する。

## 8 関係法令

### (1) 教育基本法

- ①第4条 (教育機会均等) 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- ②第6条2 (学校教育) 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。
- ③第10条 (家庭教育) 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### (2) 学校教育法

#### ①第4章 小学校

- 第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
  - 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
  - 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
  - 三 施設または設備を損壊する行為
  - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

### (3) いじめ防止対策推進法

#### ①第1章 総則

- 第2条 (定義) この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 第4条 (いじめの禁止) 児童等は、いじめを行ってはならない。
- 第8条 (学校及び学校の教職員の責務) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- 第9条 (保護者の責務等) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
  - 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

#### ②第2章 いじめ防止基本方針等

- 第13条 (学校いじめ防止基本方針) 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### ③第3章 基本的施策

第15条（学校におけるいじめの防止）学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

第16条（いじめの早期発見のための措置）学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

### ④第4章 いじめの防止等に関する措置

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第23条（いじめに対する措置）学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

第25条（校長及び教員による懲戒）校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

第26条（出席停止制度の適切な運用等）市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

⑤第5章 重大事態への対処

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

⑥第6章 雑則

第34条（学校評価における留意事項）学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。